

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	避難行動要支援者(災害時要援護者)名簿及び個別避難計画の作成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊池市は、災害対策基本法による避難行動要支援者(災害時要援護者)名簿及び個別避難計画の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

菊池市長

公表日

令和6年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	避難行動要支援者(災害時要援護者)名簿及び個別避難計画の作成に関する事務
②事務の概要	災害対策基本法に基づき、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難をすることが困難な「避難行動要支援者(災害時要援護者)」の把握に努めるとともに、菊池市災害時要援護者支援計画により、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。
③システムの名称	被災者支援システム、災害時要援護者避難支援システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
避難行動要支援者(災害時要援護者)名簿及び個別避難計画に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項、別表第一36の2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第28条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> 1. 番号法 第19条第8号、別表第二56の2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第30条 <情報提供> 本業務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 総務部総務課 0968-25-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 健康福祉部福祉課 0968-25-7213

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	評価書名	被災者支援に関する事務 基礎項目評価書	避難行動要支援者(災害時要援護者)名簿及び個別避難計画の作成に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和6年3月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	略 被災者支援に関する事務 略	略 災害対策基本法による避難行動要支援者(災害時要援護者)名簿及び個別避難計画の作成に関する事務 略	事後	
令和6年3月1日	I1. ①事務の名称	被災者支援に関する事務	避難行動要支援者(災害時要援護者)名簿及び個別避難計画の作成に関する事務	事後	
令和6年3月1日	I1. ②事務の概要	災害対策基本法に基づき、災害時に、被災者の支援を実施するための被災者台帳を作成するほか、菊池市災害時要援護者支援計画に基づき、平時から被災者台帳、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。	災害対策基本法に基づき、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難をすることが困難な「避難行動要支援者(災害時要援護者)」の把握に努めるとともに、菊池市災害時要援護者支援計画により、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。	事後	
令和6年3月1日	I2. 特定個人情報ファイル名	被災者支援ファイル、避難行動要支援者ファイル、個別避難計画ファイル	避難行動要支援者(災害時要援護者)名簿及び個別避難計画に関する情報ファイル	事後	
令和6年3月1日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	